

選挙公営（公費負担）の手引き

高浜町選挙管理委員会

目 次

ページ

【第1章 制度の概要】

1	選挙公営（公費負担）制度について	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
5	諸手続	3

【第2章 公費負担の手続き】

1	選挙運動用自動車の使用（一般運送契約の場合）	6
2-1	選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	7
2-2	選挙運動用自動車の使用（燃料代）	8
2-3	選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）	9
3	選挙運動用ビラの作成	10
4	選挙運動用ポスターの作成	11

【参考】公費負担に関するQ&A

【第1章 制度の概要】

1 選挙公営（公費負担）制度について

選挙公営制度は、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために採用されている制度です。

令和2年6月に公職選挙法の一部が改正され、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度が導入されました。

候補者と契約業者等との間で交わされた選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、高浜町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、高浜町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

公費負担制度において、町が公費負担する候補者は、得票数が一定数（以下、供託物没収点という。）以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物没収点に達しない場合、供託金は没収となり、選挙に要した経費の公費負担が適用されず、すべて自己負担となります。

【町長選挙の場合】

供託物没収点＝有効投票の総数×1/10

【町議会議員選挙の場合】

供託物没収点＝有効投票の総数÷議員定数（14人）×1/10

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		対象内容	限度額
一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 ※ハイヤー、タクシーの借上げ		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日につき1台に限る)	1日64,500円×5日 =322,500円
一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約 ※レンタカーの借上げなど	①自動車借入契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日につき1台に限る)	1日16,100円×5日 =80,500円
	②燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日7,700円×5日 =38,500円
	③運転手雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額 (1日につき1人に限る)	1日12,500円×5日 =62,500円

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー、タクシーの借上げ）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

※最大で1日当たりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費負担。

ただし、選挙が無投票となった場合は、告示日の1日のみとなります。

※看板取付けや拡声器の借入れ、レンタカーのオプション等は対象外となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙区分	単価上限	枚数上限	限度額
町長選挙	1枚あたり 7円73銭	2種類以内で5,000枚	7.73円×5,000枚 =38,650円
町議会議員選挙		2種類以内で1,600枚	7.73円×1,600枚 =12,368円

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

【例1 ビラ上限枚数を超えた場合】

町議会議員選挙運動用ビラ2,000枚を12,000円で作成（単価6円）

⇒ 6円×1,600枚=9,600円を公費負担 ※差額2,400円は候補者負担

【例2 ビラ上限単価を超えた場合】

町議会議員選挙運動用ビラ1,600枚を12,800円で作成（単価8円）

⇒ 7.73円×1,600枚=12,368円を公費負担 ※差額432円は候補者負担

(3) 選挙運動用ポスターの作成

選挙区分	枚数上限	単価上限・限度額
町長選挙	ポスター掲示場数 (87箇所)	<単価上限> 316,250円+541.31円×ポスター掲示場数(87枚) ポスター掲示場数(87箇所)
町議会議員選挙		= 4,177円 ※端数切上 <限度額> 4,177円×87枚= 363,399円

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

【例1 ポスター上限枚数を超えた場合】

選挙運動用ポスター100枚を400,000円で作成(単価4,000円)

⇒ 4,000円×87枚=**348,000円**を公費負担 ※差額52,000円は候補者負担

【例2 ポスター上限単価を超えた場合】

選挙運動用ポスター87枚を391,500円で作成(単価4,500円)

⇒ 4,177円×87枚=**363,399円**を公費負担 ※差額28,101円は候補者負担

5 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

ア 届出先

高浜町選挙管理委員会

イ 届出期日

- ・契約が立候補届出の前の場合…立候補届出時
- ・契約が立候補届出の後の場合…契約締結後直ちに

ウ 添付書類

各業者等との契約書の写し

※注1 選挙運動用自動車の使用において、一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約の場合は、自動車借入契約、燃料供給契約、運転手雇用契約のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※注2 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

(2) 確認申請

下記アについては、(1)の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代…金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成…作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成…作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写しまたは控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者またはその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先

高浜町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は直ちに契約業者等に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際、請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに使用（作成）証明書を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この使用（作成）証明書は契約業者等が代金を請求する際、請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、高浜町が業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区 分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号 その1】 ②請求内訳書【様式第7号 その1（別紙）その1】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号 その1】
	①自動車借入契約	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号 その1】 ②請求内訳書【様式第7号 その1（別紙）その2】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第4号 その1】
	②燃料供給契約	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号 その1】 ※給油伝票（給油月日、自動車登録番号または車両番号、給油量、給油金額が記載のもの）を添付 ②請求内訳書【様式第7号 その1（別紙）その3】 ③選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号 その2】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号 その1】
	③運転手雇用契約	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号 その1】 ②請求内訳書【様式第7号 その1（別紙）その4】 ③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第4号 その3】
選挙運動用ビラの作成		①請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第7号 その2】 ②請求内訳書【様式第7号 その2（別紙）】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第5号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第3号 その2】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第7号 その3】 ②請求内訳書【様式第7号 その3（別紙）】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第6号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号 その3】

イ 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合、再度提出していただく場合がありますので、注意してください。

ウ 請求書に記載する請求先

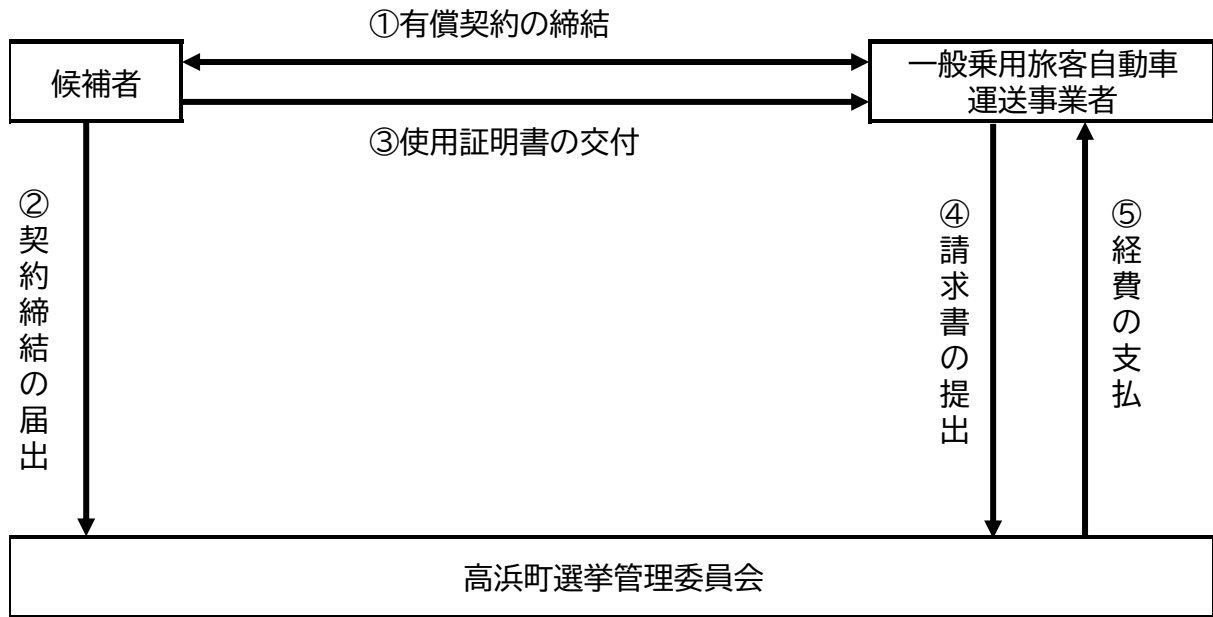
〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2 高浜町長宛

エ 請求書の提出先

高浜町選挙管理委員会（高浜町役場総務課内）

【第2章 公費負担の手続き】

1 選挙運動用自動車の使用（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）

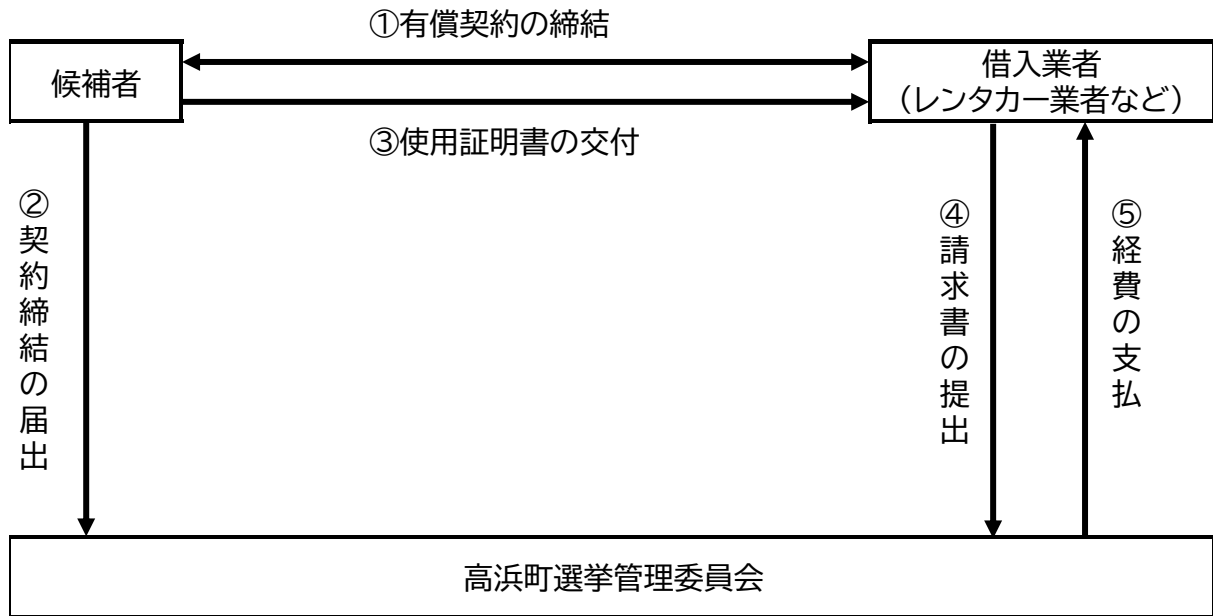


順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (参考：契約書書式)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号 その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号 その1】 別紙請求内訳書（その1）	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

※供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は④の請求はできません。

町長（高浜町）に対する上記の請求については、高浜町選挙管理委員会で受け付けます。

2-1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

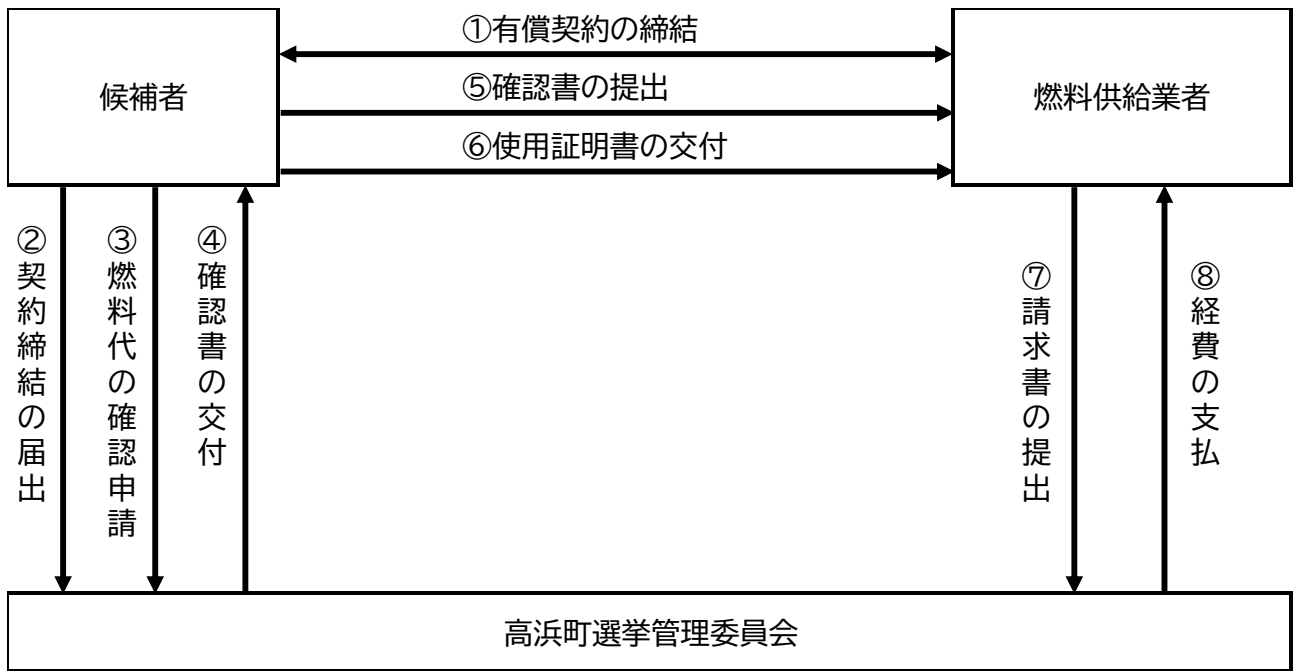


順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車貸借借契約書 (参考：契約書書式)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号 その1】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号 その1】 別紙請求内訳書（その2）	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

※供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は④の請求はできません。

町長（高浜町）に対する上記の請求については、高浜町選挙管理委員会で受け付けます。

2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

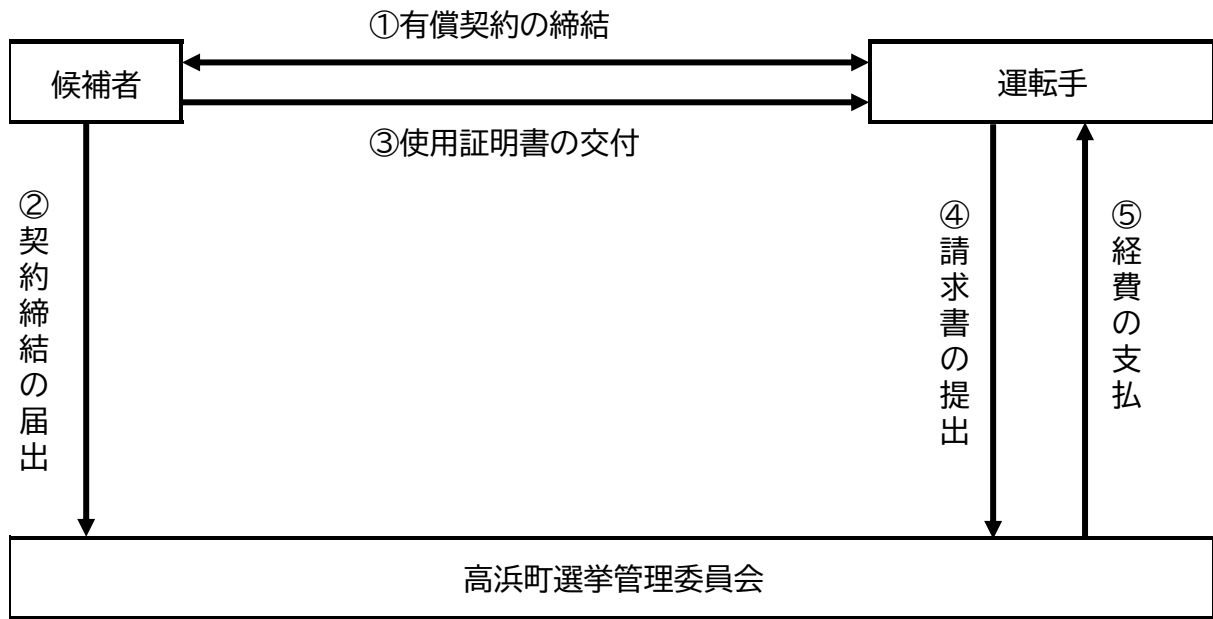


順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (参考：契約書書式)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第2号 その1】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号 その1】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第4号 その2】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号 その1】 別紙請求内訳書（その3）	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

※供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は⑦の請求はできません。

町長（高浜町）に対する上記の請求については、高浜町選挙管理委員会で受け付けます。

2-3 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

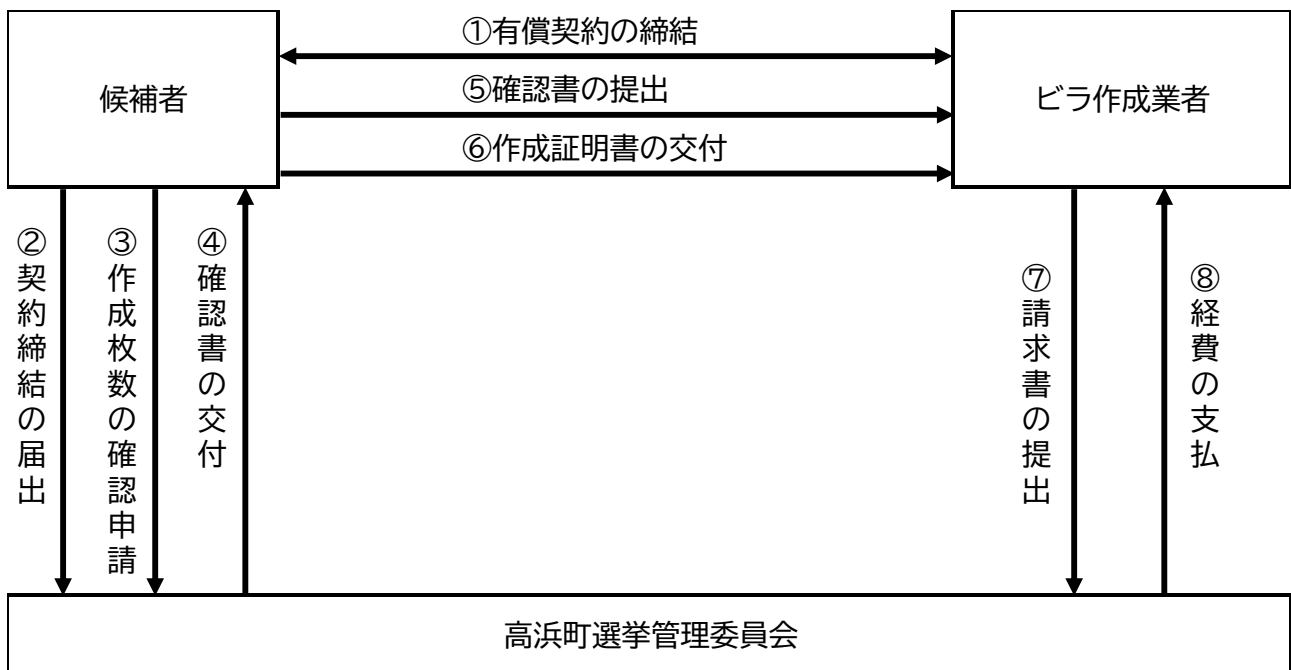


順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書 (参考：契約書書式)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号 その1】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号 その3】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号 その1】 別紙請求内訳書(その4)	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

※供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は④の請求はできません。

町長（高浜町）に対する上記の請求については、高浜町選挙管理委員会で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成

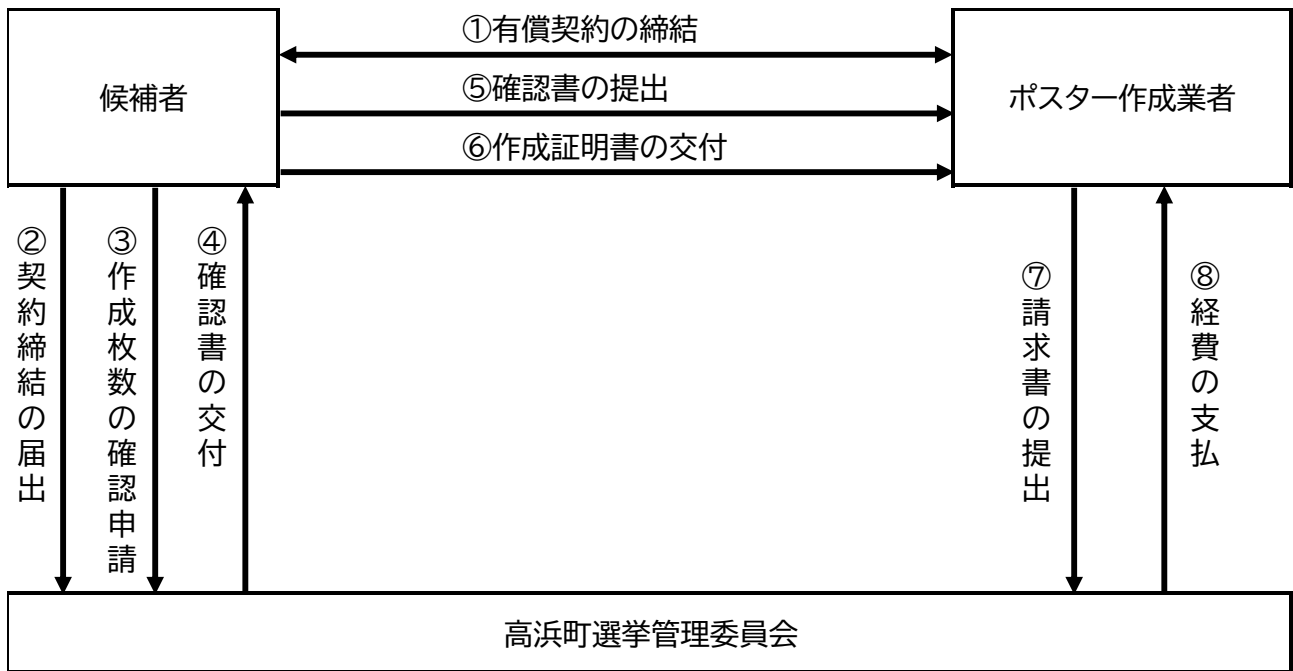


順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (参考：契約書書式)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第1号 その2】	①の契約書の写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号 その2】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第3号 その2】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第5号】	
⑦	請求書の提出 (作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第7号 その2】 別紙請求内訳書	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒作成業者)		

※供託物が没収される候補者の経費については、作成業者は⑦の請求はできません。

町長(高浜町)に対する上記の請求については、高浜町選挙管理委員会で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (参考：契約書書式)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第1号 その3】	①の契約書の写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号 その3】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号 その3】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第6号】	
⑦	請求書の提出 (作成業者⇒町長)	請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第7号 その3】 別紙請求内訳書	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒作成業者)		

※供託物が没収される候補者の経費については、作成業者は⑦の請求はできません。

町長（高浜町）に対する上記の請求については、高浜町選挙管理委員会で受け付けます。

公費負担に関するQ & A

このQ & Aは、高浜町長選挙及び高浜町議会議員の選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、参考としていただくために作成したものです。
他の選挙とは制度の内容に異なる点がありますのでご注意ください。

目 次

ページ

【1 共通】 1

- Q1 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？
- Q2 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？
- Q3 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？
- Q4 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？
- Q5 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか？
- Q6 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

【2 自動車の借入れ】 2

- Q7 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？
- Q8 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？
- Q9 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？
- Q10 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品のオプションを付けた自動車を借りようと思っていますが、オプション等の附帯料金は公費負担の対象になりますか？
- Q11 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか？
- Q12 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？
- Q13 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？
- Q14 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？
- Q15 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？
- Q16 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？
- Q17 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？
- Q18 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

【3 燃料の供給】 4

- Q19 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて、公費負担の対象となりますか？
- Q20 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

Q21 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

Q22 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

Q23 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油しましたが公費負担の対象になりますか。

【4 運転手の雇用】 4

Q24 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

Q25 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

Q26 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

Q27 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

Q28 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

Q29 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか？

【5 選挙運動用ビラの作成】 6

Q30 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

Q31 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

Q32 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

Q33 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

【6 選挙運動用ポスターの作成】 7

Q34 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

Q35 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

Q36 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？

Q37 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

Q38 選挙事務所の表示用や個人演説会用のポスターは公費負担の対象となりますか？

Q39 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

Q40 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか？

【7 選挙運動用葉書の交付・郵送】 8

Q40 選挙運動用葉書の交付または郵送にあたって注意すべき点はありますか？

Q41 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか？

Q42 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか？

【1 共通】

Q1 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A 公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。なお、候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていれば差し支えありません。

Q2 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q3 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q4 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

A それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q5 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか？

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

Q6 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

A 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズになります。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けられています。契約書類等の書類は、事実関係を証明するために必要なため、大切に保管してください。

【2 自動車の借入れ】

Q7 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示を掲示した車両です。候補者一人につき1台です。

Q8 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q9 選挙運動用自動車として1台、事務所の業務用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q10 レンタカー業者から選挙運動用自動車として様々な装備品のオプションを付けた自動車を借りようと思っていますが、オプション等の附帯料金は公費負担の対象になりますか？

＜例＞附帯料金	・ 免責保険料（任意保険）	1,200円／日
	・ 特別装備料（予備バッテリー）	1,500円／日
	・ 装備品使用料（ルーフキャリア）	1,300円／日
	・ 保険補償以外のサービスに係る保険料	500円／日

A 公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入れする場合、業者が国土交通省に届け出をしている「基本料金」部分が対象となります。なお、一般的にレンタカー業者の「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれています。したがって、上記事例のように別途免責補償料を任意で契約して支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の附帯料金は公費負担の対象とはなりませんので、契約に含まれる場合には、契約書上に内訳を記載するか、契約内容の内訳明細書が必要となります。

Q11 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金はすべて公費負担の対象になりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要となります。

Q12 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q13 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約する場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q14 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q15 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ
イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって自動車修理工場や知人などから借りることができます。ただし、道路運送法第80条には、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償契約で貸し渡してはならない。」と規定されており、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますので注意してください（詳しくは、運輸局へお問い合わせください）。

Q16 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q17 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか？

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q18 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【3 燃料の供給】

Q19 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて、公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q20 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q21 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

A 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q22 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

Q23 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油しましたが公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象となりません。

【4 運転手の雇用】

Q24 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転してない日は、公費負担の対象になりません。

Q25 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q26 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q27 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q28 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

※ハイヤー契約（道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送業務を経営する者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約）の場合は法人と契約ができます。

Q29 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか？

A 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象になりません。

※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q30 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法（抜粋）

第142条 衆議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

一～六 略

七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書2,500枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ5,000枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者1人について、通常葉書800枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ1,600枚

Q31 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

- A
- ・枚数…町長選挙 5,000枚以内
町議会議員選挙 1,600枚以内
 - ・種類…2種類以内
 - ・規格…長さ297cm×幅21cm（A4版以内）両面印刷可能
 - ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
 - ・証紙の貼付…頒布するビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q32 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

Q33 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q34 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法（抜粋）

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

一～四 略

五 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者（第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものに限る。）

Q35 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q36 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q37 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q38 選挙事務所の表示用や個人演説会用のポスターは公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象となりません。

Q39 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

A この場合、全額を公費負担できない場合があります。「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

【例】ア 条例の限度枚数 87枚 イ 条例の限度単価 4,177円
 ウ 実際の作成枚数 90枚 エ 実際の作成単価 4,000円

■計算方法

- ・公費負担の対象枚数…枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較
アまたはウの少ない方 ⇒ 87枚 (A)
- ・公費負担の対象単価…単価について、条例の限度と実際の単価を比較
イまたはエの少ない方 ⇒ 4,000円 (B)
- ・公費負担額…枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。
87枚 (A) × 4,000円 (B) = 348,000円 (正しい請求金額)

<誤った計算方法>

「限度枚数 (87枚) × 限度単価 (4,177円)」で算出される額『363,399円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数 (ウ) と実際の作成単価 (エ) を掛け合わせて算出。
90枚 (ウ) × 4,000円 (エ) = 360,000円 (誤った請求金額)

Q40 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか？

A ポスターの作成枚数については、法令上の制限はありません。ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、上限枚数が定められています。なお、作成枚数は、原則として候補者が必要とする枚数を決定するものです。

【7 選挙運動用葉書の交付・郵送】

Q40 選挙運動用葉書の交付または郵送にあたって注意すべき点がありますか？

A 候補者は、選挙運動のために通常葉書を無料で頒布することができます。通常葉書を使用できる枚数は、町長選挙が2,500枚まで、町議会議員選挙が800枚までと定められています。通常葉書の交付は、指定郵便局で葉書の交付を受ける方法、または手持ちの通常葉書（私製を含む）に指定郵便局で選挙用の表示を受けて、選挙運動用郵便物とする方法があります。差し出す場合は、直接ポストに入れず、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて郵便物配達事務を行う郵便局の窓口へ差し出してください。ポストに入れると配達されません。なお、官製はがきを自己で購入した場合は、郵送料（購入経費）は自己負担となります。

Q41 選挙運動用葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが、可能ですか？

A 通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

Q42 通常葉書の作成に要する費用について公費負担が受けられますか？

A 通常葉書の作成に要する費用は、国政選挙に限り公費負担の対象となっています。町長選挙、町議会議員選挙においては、公費負担の対象外です。